

① 委員名簿

団体	氏名
筑後市議会（総務文教委員会）	石橋 章 議員
筑後市議会（厚生委員会）	川口 樹里 議員
筑後市議会（建設経済委員会）	原口 英喜 議員
筑後市教育委員会	下川 博大 教育長職務代理
筑後市行政区長会	田島 松男 会長
筑後市商工会議所	富安 春二 専務理事
筑後市社会福祉協議会	一ノ瀬 諭 常務理事
筑後市PTA連合会	吉野 優子 理事
筑後市新規就農者ネットワーク	岡本 翔太 代表
筑後市自主防災組織等連絡会議	渡辺 喜美 代表
九州大谷短期大学	森永 牧子 教授
久留米大学	池松 希美 氏
	計 12 名

② 筑後市総合計画審議会規則 (昭和 46 年規則第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑後市附属機関の設置に関する条例(昭和 46 年条例第 15 号)第 3 条の規定により筑後市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、筑後市総合計画に関する事項について審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、第 2 条に規定する諮問にかかる事務が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長、副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は会長が招集し、議事を司会する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画調整課で処理する。

(部会)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事務を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

③ 運営に関する事項について(案)

i. 公開(会議、会議録)

- … 会議は原則公開(次回より)
- … 会議録は要旨のみとし、速やか(1週間以内を目途)に事務局で作成後、正副会長確認の下、市HP上で公開。委員にも配布。

ii. 部会設置

- … 限られた期間内で様々な視点で審議いただくため、部会は設置しない。

iii. 開始・終了時刻

- … 18時開始、20時終了。

iv. 審議手順とスケジュール

【基本構想案の審議】

- … 質問は8/10午前中までに様式で提出(FAXまたはメール)、8/14までに回答配布(FAXまたはメール)。当日(第2回)は改めて説明し、審議。第2回で審議が終わらなければ翌週に第2'回を設けて審議。

【基本計画案の審議】

- … 1回の審議会につき2つの政策を審議。
- … 1施策当たりの審議時間は15分程度。
- … 初回(第3回)のみ、基本計画の全体事項についての説明を実施。
- … 第3～6回について、質問は審議前々週の金曜日までに様式を提出(FAXまたはメール)、前週の金曜日までに回答配布(FAXまたはメール)。当日は説明なしで審議。

※FAX:0942-52-5928、メール:kikaku-z102@city.chikugo.lg.jp

- … 担当部課長が出席。

【スケジュール】

- … 答申案は10月中旬までに作成。
- … 審議会開催予定週の火曜日の夜の開催を基本。